

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>I 及び II （省略）</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される添付書類等の有無の確認 なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第 5 章第 14 節 14-1 の規定により仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められた場合は、該当する書類又は包装明細書を提出する旨を記載した仕入書を提出する。 なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第 5 章第 14 節 14-1 の規定により仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められた場合は、該当する書類又は包装明細書を提出する旨を記載した仕入書を提出する。</p>	<p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>I 及び II （同左）</p> <p>III 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される添付書類等の有無の確認（書面により提出される場合で航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸入申告等に係る申告控を含む。） なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第 5 章第 14 節 14-1 の規定により仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められた場合は、該当する書類又は包装明細書を提出する旨を記載した仕入書を提出する。 なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第 5 章第 14 節 14-1 の規定により仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められた場合は、該当する書類又は包装明細書を提出する旨を記載した仕入書を提出する。</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
められる場合には書面又は輸出入・港湾関連情報処理システムを用いて電磁的記録によりこれらに関係する書類の提出を求めるものとする。	に代わる書類又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面又は輸出入・港湾関連情報処理システムを用いて電磁的記録によりこれらに関係する書類の提出を求めるものとする。
ロ～チ (省略)	ロ～チ (同左)
2 及び 3 (省略)	2 及び 3 (同左)
IV (省略)	IV (同左)
第 2 ～ 第 4 (省略)	第 2 ～ 第 4 (同左)
第 5 その他事務処理通達の準用等 事務処理通達第 5、第 6 及び第 7 の規定は、本通達において準用する。 この場合において、同通達第 5 の II-2-(2) 中「(通常、重点又は簡易審査)」とあるのは「(重点又は通常審査)」と、 <u>同通達第 5 の II-2-(3) 中「申告書(許可書用。以下「輸入許可書」という。)の税関記入欄</u> 」とあるのは「 <u>輸入許可通知書の適宜の箇所</u> 」と、 <u>同通達第 5 の II-2 及び 5 中「輸入許可書」</u> とあるのは「 <u>輸入許可通知書</u> 」と、 <u>同通達第 5 の II-4 中「前記 2-(3) に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等</u> については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間のものに限り、「簡易審査」とあるのは「 <u>包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査</u> 」と、 <u>同通達第 6 中「申告書」</u> とあるのは、「 <u>輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告について、添付書類等</u> 」と、 <u>同通達第 7 中「前記</u>	事務処理通達第 5、第 6 及び第 7 の規定は、本通達において準用する。 この場合において、同通達第 5 の II-2-(2) 中「(通常、重点又は簡易審査)」とあるのは「(重点又は通常審査)」と、 <u>同第 5 の II-2-(3) 中「申告書(許可書用。以下「輸入許可書」という。)の税関記入欄</u> 」とあるのは「 <u>輸入許可通知書の適宜の箇所</u> 」と、 <u>同第 5 の II-2 及び 5 中「輸入許可書」</u> とあるのは「 <u>輸入許可通知書</u> 」と、 <u>同第 5 の II-4 中「前記 2-(3) に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等</u> については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間のものに限り、「簡易審査」とあるのは「 <u>包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査</u> 」と、 <u>同通達記第 6 中「申告書」</u> とあるのは、「 <u>輸出入・港湾関連情報処理システムによる申告について、海上の貨物情報を有する貨物については添付書類等</u> 」

新旧対照表

【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 の II に規定する受付管理事務及び III の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 に規定する貨物確認等」とあるのは「前記第 1 の III に規定する受付管理事務及び IV の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 で準用する貨物確認等」と読み替えるものとする。	航空の貨物情報を有する貨物については添付書類等及び輸入申告等に係る <u>申告控</u> と、同第 7 中「前記第 1 の II に規定する受付管理事務及び III の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 に規定する貨物確認等」とあるのは「前記第 1 の III に規定する受付管理事務及び IV の 1 に規定する事前審査並びに前記第 2 で準用する貨物確認等」と読み替えるものとする。